

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理				番号	⑫				
評価方式	総合・ 実績 ・事業		政策目標の達成度合い		目標達成		(千円)			
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額				
	会計	組織／勘定	項	事項		4年度 当初予算額		5年度 概算要求額		
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	財務本省	貨幣製造及信用秩序制度等企 画立案費	金融破綻処理制度等の企画及び立 案に必要な経費		9,524		9,679		
	小 計				一般会計	9,524		9,679		
						< > の内数	< > の内数			
					特別会計					
					< > の内数	< > の内数				
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの										
		小 計				一般会計				
							< > の内数	< > の内数		
	合 計				一般会計	9,524		9,679		
						< > の内数	< > の内数			
					特別会計					
					< > の内数	< > の内数				

政策目標 4－2：金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

上記目標の概要	金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定を確保するため、信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようにする一方、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようにバランスを取ることが重要であると考えます。このような考えの下、金融庁等と連携して、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画・立案、それに伴う関連法令の制定・改廃を行うとともに、金融システムの安定性を支える預金保険機構等の監督を行います。仮に金融システムの安定に支障が生じるおそれがある場合には、金融庁等と緊密に連携して、金融システムの安定のための諸措置を実施します。 また、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた事業者への支援も盛り込んだ地域経済活性化支援、東日本大震災への対応も含め、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督を通じて、地域の信用秩序の基盤強化等を図ります。 (上記目標を達成するための施策) 政 4－2－1：金融システムの安定のために必要な制度の整備 政 4－2－2：預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施
---------	--

政策目標 4－2 についての評価結果

政策目標についての評価		S 目標達成
評価の理由	金融庁等と連携しつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行ったほか、預金保険機構等について、令和 4 年度予算の認可等を通じて適切な監督を行いました。 以上のとおり、全ての施策について評価が「s 目標達成」であるため、政策目標の評価を「S 目標達成」としました。	
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のために、金融システムの安定の確保に取り組んでいく必要があります。 金融機関等を巡る情勢の変化を踏まえつつ、預金保険機構等が行う資金調達について、金融破綻処理や金融危機管理等に十分対応できる規模の政府保証枠（用語集参照）の設定等を行うことは、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理に有効です。 また、金融庁等と連絡調整を密に行うことにより、事務運営を効率的に行うよう努めています。	

施策	政 4－2－1：金融システムの安定のために必要な制度の整備			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政4-2-1-B-1：金融システムの安定のために必要な制度の整備			
	目 標	金融庁等と連携して金融破綻処理制度及び金融危機管理の企画・立案に関する情報収集等を行い、必要な制度整備を行います。預金保険機構等における政府保証枠について、金融機関の経営状況や市場の動向も踏まえつつ、金融システムの安定のために十分な水準となるようにします。		達成度
		（目標の設定の根拠） 金融システムの安定を確保するためです。		
	実績及び目標の達成度の判定理由	金融制度のあり方に関する金融庁での議論に参画したほか、金融庁や農林水産省と連携して、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成16年法律第128号。以下、「金融機能強化法」といいます。）、預金保険法（昭和46年法律第34号）及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）の改正を行いました。また、金融庁等と連携して金融機関の経営状況や市場の動向を把握しつつ、預金保険機構等における資金調達の政府保証枠が、金融システム安定のために十分な水準となっているかについて、その使用状況の確認を行うなど、引き続き金融破綻処理制度の整備・運用を行ったことから、「○」としました。		○
施策についての評価		s 目標達成		
評価の理由	金融制度のあり方に関する金融庁での議論に参画したほか、金融庁等と連携して金融機関の経営状況や市場の動向を把握しつつ、預金保険機構等における資金調達の政府保証枠が、金融システム安定のために十分な水準となっているかについて、その使用状況の確認を行うなど、引き続き金融破綻処理制度の整備・運用を行いました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。			

政４－２－１に係る参考情報

参考指標１：預金保険機構等に対する政府保証枠

（単位：兆円）

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
預金保険機構		69	69	72	72	72
(内訳)	一般勘定	19	19	19	19	19
	危機対応勘定	35	35	35	35	35
	金融再生勘定	3	3	3	3	3
	金融機能強化勘定	12	12	15	15	15
農水産業協同組合貯金保険機構		—	—	—	—	8.9
生命保険契約者保護機構		0.46	0.46	0.46	0.46	0.46
銀行等保有株式取得機構		20	20	20	20	20
(株) 地域経済活性化支援機構		1	1	2	2	2
(株) 東日本大震災事業者再生支援機構		0.50	0.50	0.50	0.50	0.05

（出所）一般会計予算書を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標 2 : 国内金融機関の自己資本比率【再掲（総 4 - 1 : 参考指標 1）】

参考指標 3 : 国内金融機関の不良債権比率・残高【再掲（総 4 - 1 : 参考指標 2）】

施策	政 4 - 2 - 2 : 預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施		
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政 4-2-2-B-1 : 預金保険機構等の適切な監督		
	目 標	金融システムの安定性を支える預金保険機構等について、適切な業務運営がなされるよう、予算・資金計画の策定や借入残高の管理等について、金融庁等と連携して監督します。	達成度
		（目標の設定の根拠） 適切な監督を通じて預金者等の保護を図り、金融システムの安定を確保するためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	預金保険機構等については、金融システムの安定性を支える組織として適切な運営がなされるとともに、国民負担が生じないよう、金融庁等と連携して、令和 4 年度予算・資金計画や借入の認可、保険料率変更の認可及び金融機能強化法の改正に伴う定款変更の認可等を行いました。なお、保険料率変更の認可に当たっては、預金保険機構が開催する「預金保険料率に関する検討会」に参画しました。 上記のとおり、預金保険機構等について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。	○
	[主要] 政 4-2-2-B-2 : 株式会社地域経済活性化支援機構の適切な監督		
	目 標	株式会社地域経済活性化支援機構について、地域金融機関等との連携により設立したファンドの活用等を通じ、地域経済の活性化に資する事業活動の支援が行われるよう、内閣府と連携して監督します。	達成度
		（目標の設定の根拠） 地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、これにより地域の信用秩序の基盤強化を図るためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	株式会社地域経済活性化支援機構については、地域の信用秩序の基盤強化を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう、内閣府等と連携して、令和 4 年度予算の認可等を行いました。なお、株式会社地域経済活性化支援機構では、令和 3 年度において、地域金融機関等と連携しながら、2 件の事業再生支援決定、16 件の特定専門家派遣（用語集参照）決定、14 件の特定支援（用語集参照）決定が行われました（参考指標 6 参照）。 上記のとおり、株式会社地域経済活性化支援機構について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。	○

[主要] 政4-2-2-B-3：株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督		
目 標	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構について、過大な債務を抱える事業者の再生支援が行われるよう、復興庁と連携して監督します。	達成度
	(目標の設定の根拠) 東日本大震災に見舞われた地域における経済活動の維持等を図るためです。	
実績及び目標の達成度の判定理由	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、被災地域における経済活動の維持等を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう、復興庁等と連携して、令和4年度予算や借入の認可を行いました。なお、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構では、令和3年度において、支援先の商品開発や販路開拓に向けた支援など384件のソリューション提供が行われました。 上記のとおり、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。	○
施策についての評価		s 目標達成
評価の理由	預金保険機構等について、令和4年度予算・資金計画や借入の認可、保険料率変更の認可及び金融機能強化法の改正に伴う定款変更の認可等を通じて適切に監督を行うとともに、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構についても、令和4年度予算の認可等を通じて適切な監督を行いました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。	

政4-2-2に係る参考情報

参考指標1：預金保険機構の資金援助の件数及び額の推移

(単位：件、億円)

	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
資金援助の件数	0	0	0	0	0
金銭贈与	—	—	—	—	—
金銭贈与 (衡平資金援助)	—	—	—	—	—
資産買取	—	—	—	—	—

(出所)「資金援助実績表(年度別内訳)」(預金保険機構)

(https://www.dic.go.jp/katsudo/page_000882.html)

参考指標2：預金保険機構等の借入等残高

(単位：億円)

	平成29年度末	30年度末	令和元年度末	2年度末	3年度末
預金保険機構	20,610	19,910	19,632	19,230	15,055
(内訳)					
一般勘定	—	—	—	—	—
危機対応勘定	—	—	—	—	—
金融再生勘定	16,130	15,670	15,355	14,980	10,900
金融機能強化勘定	4,480	4,240	4,277	4,250	4,155
生命保険契約者保護機構	—	—	—	—	—
銀行等保有株式取得機構	9,500	8,500	4,000	1,500	1,800

(株) 地域経済活性化支援機構	—	—	—	—	—
(株) 東日本大震災事業者再生支援機構	375	236	236	236	146

(出所) 預金保険機構等の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

(注) いずれも政府保証付借入等の残高を記載しています。

参考指標 3：預金保険機構の資本増強額の状況

(単位：億円)

根拠法	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
旧金融安定化法	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
早期健全化法	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
預金保険法 (102条1項1号措置)	—	—	—	—	—
金融機能強化法	4,943	4,743	4,835	4,835	4,725
返済額 (年度ごと)	—	200	—	—	110

(出所) 預金保険機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

(注) 返済額以外については、年度末の残高を記載しています。

参考指標 4：生命保険契約者保護機構の資金援助の件数及び額の推移

(単位：件、億円)

	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
資金援助件数	0	0	0	0	0
資金援助額	—	—	—	—	—

(出所) 生命保険契約者保護機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標 5：銀行等保有株式取得機構の株式等買取額の推移

(単位：億円)

	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
株式等買取額	551	907	597	1,300	1,554

(出所) 銀行等保有株式取得機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標 6：株式会社地域経済活性化支援機構の支援決定件数等の推移

	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
事業再生支援決定件数	12 (107)	4 (111)	1 (112)	0 (112)	2 (114)
特定専門家派遣決定件数	8 (160)	20 (180)	24 (204)	10 (214)	16 (230)
ファンド設立件数	2 (37)	3 (40)	3 (43)	1 (44)	0 (44)
特定支援決定件数	28 (73)	25 (98)	22 (120)	24 (144)	14 (158)

() 書は累計件数(事業再生支援決定件数は機構改組前の28件を含む)。

(出所) 株式会社地域経済活性化支援機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標 7：株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定件数の推移

	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
再生支援決定件数	10 (736)	4 (740)	3 (743)	4 (747)	— (747)

() 書は累計件数。

(出所) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

(注) 支援決定期間は令和3年3月末をもって終了している。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。
	金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と連携して、政府保証枠の適切な設定、預金保険機構等の監督を通じた金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理に努めるほか、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の監督を通じた地域の信用秩序の基盤強化等に努めます。
	また、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的として、引き続き、事務運営のために必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	11,248	12,218	10,489	9,524
		補正予算	—	—	—	
		繰越等	—	—	N. A.	
		合 計	11,248	12,218	N. A.	
	執行額（千円）		10,081	8,633	N. A.	
（概要） 金融破綻処理制度の適切な整備・運用とともに、迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的とした、事務運営のために必要な経費 （注）令和3年度「繰越等」、「執行額」等については、令和4年11月頃に確定するため、令和4年度実績評価書に掲載予定。						

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定） 「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定） 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）（令和2年12月21日閣議決定） 「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定） 「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定） 「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定） 「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定） 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）
---------------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	預金保険機構等に対する政府保証枠等 預金保険機構の資金援助の件数及び額の推移 預金保険機構等の借入等残高 預金保険機構の資本増強額の状況（残高、返済額） 生命保険契約者保護機構の資金援助の件数及び額の推移 銀行等保有株式取得機構の株式等買取額の推移 (株)地域経済活性化支援機構の支援決定件数等の推移
---------------------------	--

	(株) 東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定件数等の推移
--	--------------------------------

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と連携して、政府保証枠の適切な設定、預金保険機構等の監督を通じた金融破綻処理制度の適切な整備・運用に努めたほか、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の監督を通じた地域の信用秩序の基盤強化等に努めました。 また、金融破綻処理制度の適切な整備・運用とともに、迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的として、引き続き、事務運営のために必要な経費の確保に努めました。
------------------------	--

担当部局名	大臣官房信用機構課	政策評価実施時期	令和4年6月
-------	-----------	----------	--------